

第1回  
防府市教育振興基本計画  
策定委員会

日 時 令和2年7月16日（木）15時00分～  
場 所 防府市役所1号館3階南北会議室

# 会 議 次 第

- 1 教育長あいさつ
- 2 自己紹介
- 3 委員長・副委員長選任
- 4 議 事
  - (1) 防府市教育振興基本計画について
    - ①教育振興基本計画とは
  - (2) 第2次防府市教育振興基本計画の策定について
    - ①策定の目的
    - ②計画の期間
    - ③計画の位置付け
    - ④第2次防府市教育振興基本計画の策定体制について
  - (3) 第2次防府市教育振興基本計画の策定スケジュールについて
  - (4) 現計画の目標指標達成度評価について
  - (5) 防府市の教育の状況
  - (6) 第2次防府市教育振興基本計画の骨子（目次）案について
  - (7) 第2次防府市教育振興基本計画の基本的な考え方について
- 5 その他

## ○配布資料

- ・ 第1回防府市教育振興基本計画策定委員会（会議次第、委員名簿ほか）
- ・（別添1）目標指標達成度評価
- ・（別添2）防府市の教育の状況
- ・（別添3）第2次防府市教育振興基本計画の骨子（目次）案
- ・（別添4）計画の基本的な考え方めざすまちの姿（案）
- ・ 防府市教育振興基本計画（現計画書）

(1) 防府市教育振興基本計画について

① 防府市教育振興基本計画とは

平成18年12月に教育基本法が改正され、地方公共団体は国の教育振興基本計画を参酌し、地域の実情に応じた教育振興基本計画の策定に努めるように規定されました。

防府市教育振興基本計画は、「第五次防府市総合計画」の教育分野における基本施策の着実な推進を図るとともに、近年の様々な教育課題に的確に対応し、本市のめざすべき教育の姿や今後取り組むべき施策などについて定めた基本的な計画です。

(2) 第2次防府市教育振興基本計画の策定について

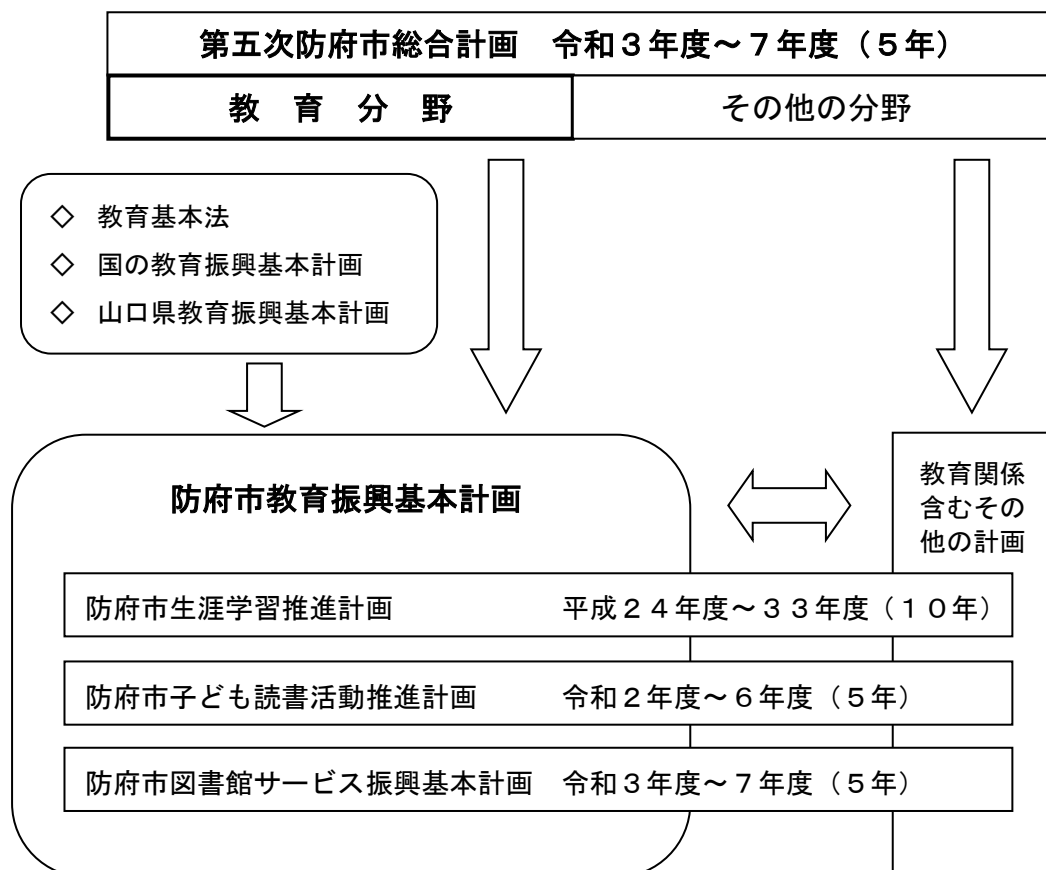
① 策定の目的

山口県教育振興基本計画（2018年度～）、第五次防府市総合計画（2021年度～）の策定に伴い、本計画の整合性を図るとともに、策定当初に設定した取組の進捗状況、課題等を検証し、状況の変化等により見直しが必要な施策等については見直しを行い、今後取り組むべき教育行政の施策体系をより明確にし、それらを着実に推進していくための基本的な計画として策定するものです。

② 計画の期間（現計画は2014年度～2020年度）

令和3年度（2021年度）～令和7年度（2025年度）（5年間）

③ 計画の位置づけ



④ 第2次防府市教育振興基本計画の策定体制について

ア 防府市教育振興基本計画策定委員会

- 構成員：学識経験者、学校教育関係者、各種団体等関係者、市民公募者
- 教育振興基本計画策定のための協議、検討

イ 防府市教育振興基本計画策定庁内委員会

- 構成員：教育委員会 教育長及び参与
- 検討委員会からの意見を反映させて案を作成

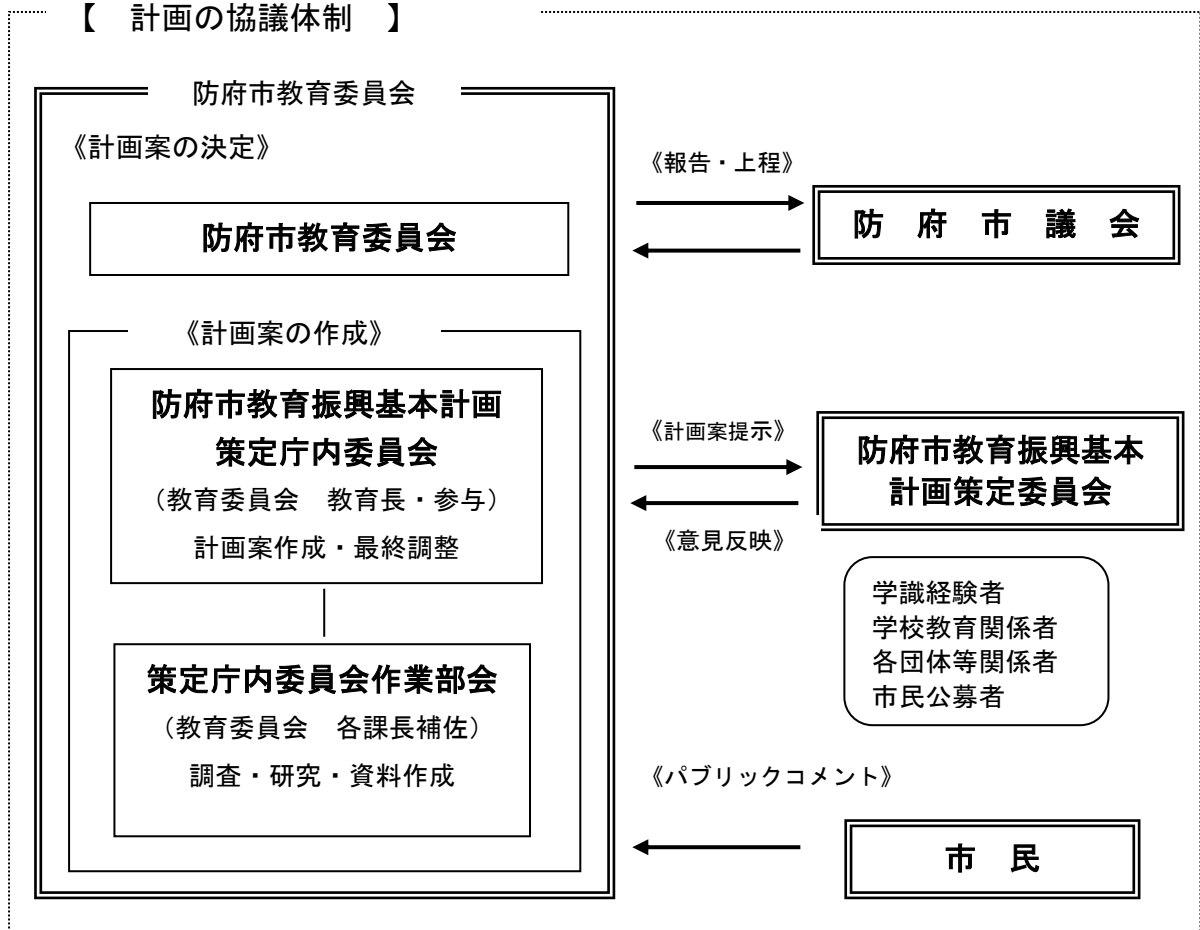
ウ 防府市教育振興基本計画策定庁内委員会作業部会

- 構成員：教育委員会 各課長補佐
- 計画案作成のための調査、研究、資料作成等

エ 教育委員会への報告、計画案の決定

オ 市議会への報告、上程

【 計画の協議体制 】



# 防府市教育振興基本計画策定委員会設置要綱

令和2年4月1日制定（設置）

第1条 教育基本法（平成18年法律第120号）第17条第2項に基づく教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めた「防府市教育振興基本計画」の策定にあたり、幅広い意見を反映させるため、防府市教育振興基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（協議事項）

第2条 委員会は、次の事項を協議する。

- （1）教育振興基本計画の策定に関すること
- （2）その他教育振興基本計画の策定に必要な事項

（組織）

第3条 委員会は、次の各号の区分による委員13人以内をもって組織し、教育委員会が依頼する。

- （1）学識経験者
- （2）学校教育関係者
- （3）各種団体等関係者
- （4）公募による者
- （5）その他教育委員会が必要と認める者

2 前項第4号の公募による者の募集及び選考については、別に定める。

（任期）

第4条 委員の任期は、防府市教育振興基本計画の策定が完了するまでとする。

（委員長及び副委員長）

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 委員長は、委員会の会議を招集し、会議の議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数以上の出席がなければ、開くことができない。
- 3 委員長は、必要と認める場合において、関係者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

（庶務）

第7条 委員会の庶務は、教育委員会教育総務課において処理する。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

## 防府市教育振興基本計画策定委員会名簿

	区 分	氏 名	所属団体等
1	学識経験者	佐々木 司	山口大学教育学部（教授）
2	学校教育関係者	原田 啓司	防府市小学校長会 （佐波小学校長）
3		岡本 昭彦	防府市中学校長会 （桑山中学校長）
4		小土井 実	防府高等学校（校長）
5		田中 新治	防府市小学校PTA連合会 （右田小学校PTA会長）
6		松浦 多紋	防府市中学校PTA連合会 （佐波中学校PTA会長）
7		清水 博道	防府市幼稚園連盟（佐波幼稚園長）
8	各種団体等関係者	堀 浩二	防府市社会教育委員の会議（委員）
9		坪郷 英彦	防府市文化財審議会（委員）
10		藤村 聰	防府市子ども読書活動推進連絡協議会（会長）
11	公募による者	高橋 実	市民公募
12		山根 和子	市民公募
13		藤元 貴美子	市民公募

# 防府市教育振興基本計画策定庁内委員会設置要綱

令和元年12月26日制定 (設置)

第1条 教育基本法(平成18年法律第120号)第17条第2項に基づく教育の振興のための施策に関する基本的な計画を策定するため、防府市教育振興基本計画策定庁内委員会(以下「庁内委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 庁内委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 教育振興基本計画の策定に関すること
- (2) その他教育振興基本計画の策定に必要な事項

(組織)

第3条 庁内委員会は、別表1に掲げる職員をもって組織する。

2 委員長は教育長をもって充て、副委員長は教育部長をもって充てる。

(任期)

第4条 委員の任期は、防府市教育振興基本計画の策定が完了するまでとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員長は、庁内委員会を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員長は、庁内委員会の会議を招集し、会議の議長となる。

2 庁内委員会は、必要と認める場合において、関係者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(作業部会)

第7条 庁内委員会に、第2条に規定する事項に関して調査、研究及び資料の作成等を行わせるために、庁内委員会に作業部会を置く。

2 作業部会は、教育委員会各課の課長補佐をもって構成する。

(事務局)

第8条 庁内委員会及び作業部会の事務局は、教育委員会教育総務課に置く。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、庁内委員会の運営について必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年1月10日から施行する。

## 防府市教育振興基本計画策定庁内委員会名簿

	役 職	氏 名	
1	教育長	江山 稔	委員長
2	教育部長	能野 英人	副委員長
3	教育部次長	森川 智子	委員
4	教育総務課長	尾中 克則	委員
5	学校教育課長	山本 純也	委員
6	生涯学習課長	國本 勝也	委員
7	文化財課長	國澤 明	委員
8	学校教育課主幹	片山 裕美	委員
9	学校教育課主幹	阿武 勲	委員
10	学校教育課主幹	川本 尚貴	委員
11	生涯学習課主幹	原田 眞弓	委員



(3) 第2次防府市教育振興基本計画策定スケジュール

時 期	庁内委員会	策定委員会（外部委員）
【第1回】 令和2年7月	①策定の体制・スケジュール等 ②目標指標達成度評価 ③防府市の教育の状況 ④第2次計画の骨子案	①委員長、副委員長選出 ②策定の体制・スケジュール等 ③目標指標達成度評価 ④防府市の教育の状況 ⑤第2次計画の骨子案
【第2回】 令和2年7月～8月	①前回協議内容の確認 ②第2次計画の素案協議 ・教育を取り巻く現状と課題 ・計画の基本的考え方 ・基本施策 ・目標指標	①前回協議内容の確認 ②第2次計画の素案協議 ・教育を取り巻く現状と課題 ・計画の基本的考え方 ・基本施策 ・目標指標
【第3回】 令和2年9月～10月	①前回協議内容の確認 ②第2次計画の素案協議	①前回協議内容の確認 ②第2次計画の素案協議
【教育委員会及び議会 への報告】 令和2年11月		
【パブリックコメント実施】 令和2年12月 ～令和3年1月		
【第4回】 令和3年1月	①前回協議内容の確認 ②パブリックコメント実施後の最終案の協議	①前回協議内容の確認 ②パブリックコメント実施後の最終案の協議
【教育委員会へ議案提出】 令和3年2月		
【議会へ議案提出】 令和3年3月		